

販売決定！寄居町プレミアム付き商品券



イメージ

寄居町プレミアム付き商品券発行事業実行委員会では、町民の皆さんに対する日ごろの感謝の気持ちと地域経済および商業の活性化を図るために、寄居町プレミアム付き商品券を販売します。

◆商品券の概要

販売日／11月2日(日)午前10時～午後4時

※なくなり次第終了となります。2日(日)の販売で完売しなかつた場合は、4日(火)午前9時から商工会で販売します。

販売場所／商工会

対象／町内在住・在勤の方

販売価格／1セット14,000円(1人1セット)

内容／共通券(1,000円券)11枚、専用券(800円券)6枚。計15,800円分のお買物ができます。

共通券 寄居町プレミアム付き商品券の加盟店であればどこでも利用できる加盟店共通券(10%のプレミアム)

専用券 寄居町プレミアム付き商品券の加盟店の中で、大型店以外の店舗等で利用できる専用券(20%のプレミアム)

利用可能店舗／詳しくは商工会へお問い合わせください。

利用期間／11月2日(日)～平成27年1月31日(土)

利用限度額／1回7,900円まで

問い合わせ／寄居町プレミアム付き商品券発行事業実行委員会事務局(商工会内、☎ 581-2161)へ。

開催します！

資源再使用(リユース)促進のためのアートプロジェクト

募集します！

日時／11月16日(日)午前9時～午後3時
※雨天中止
場所／県道寄居停車場線(ふるさとの祭典市会場内)

販売品目／衣類、靴、本、電化製品、おもちゃ、スポーツ用品等

対象／町内在住の個人、または団体

募集区画数／30区画
出店規模／1店舗当たり9m²

出品品目／リユースでき、出店コーナーに収まり持ち運びできる大きさの物。衣類、靴、本、電化製品、おもちゃ、スポーツ用品等。なお、自らが製作した品物や食料品、タバコ、酒、動物(犬・猫など)、植物は出品できません。

申し込み／10月24日(金)～11月6日(木)に直接、電話、ファックス、Eメールのいずれかで生活環境課へお申し込みください。住所、氏名、電話番号、販売する物を必ずお伝えください。1人で2区画以上申し込むことはできません。区画および出店者は抽選により決定します。

抽選会／11月7日(金)午後3時30分～4時30分に、役場1階101会議室で抽選会を行いますので、申し込みされた方は出席してください。欠席の場合は、生活環境課で代理抽選を行います。

問い合わせ／生活環境課(☎ 581-2121内線221・222、FAX 581-7531、sk082g@town.yorii.saitama.jp)へ。

町では、環境政策を進めるに当たり、環境審議会を設置しています。この審議会は、環境基本計画に関する事項や環境の保全および創造に関する基本的事項について、町長の諮問に応じ調査、審議を行うものです。
9人の委員で構成されますが、このうち2人の委員を公募します。皆さんのご応募をお待ちしています。

応募資格／11月1日現在、満20歳以上の町内在住の方で、地域環境の保全に関する施策に関心があり、町の他の審議会等の委員になつていなの方

募集期間／11月4日(火)～21日(金)(必着)

募集人数／2人

任期／平成27年2月1日～平成29年1月31日

会議／年度内1回程度(平日の日中開催)

報酬等／町の規定に基づき支給

応募方法／生活環境課や男衾・用土両連絡所で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに生活環境課へ直接、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで「応募ください。Eメールの件名は「応募 環境審議会委員」としてください。応募用紙は町公式ホームページからも入手できます。

添付書類／「寄居町の環境保全について」をテーマに、町民としてどのように環境保全に携わっていますか?を800字以内でお書きください。手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、Eメールの場合はA4判1枚で印刷できる設定で、ファイル形式はワードによるものとします。

選考結果／応募者全員に文書で通知します。

提出先・問い合わせ／生活環境課(☎ 369-1292大字寄居1180-1、☎ 581-2121内線223・224、FAX 581-7531、seikkan@town.yorii.saitama.jp)へ。

特定健診やがん検診等のお申し込みはお済みですか？

町では9月から10月にかけて、国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療健康実施しています。11月から平成27年1月までの期間は、深谷市大里郡医師会メヂカルセンターを会場に引き続き実施します。

予約方法は、深谷市大里郡医師会メヂカルセンターの予約専用ダイヤル(☎ 572-2411)への電話予約となります。健診内容などの詳細は、本誌8月号でご確認ください。

また、寄居町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者を対象に、人間ドック・脳ドックの受診費用助成も実施しています(後期高齢者医療制度加入者の脳ドック助成は除く)。ぜひ自身とご家族の健康管理にお役立てください。

ジェネリック医薬品

上手に活用しましょ

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間等が過ぎた後に他のメーカーから製造販売される同じ有効成分・同じ効き目の医薬品です。開発コストが少ないため、先発医薬品より安価な場合が多く、保険医療費の抑制効果も期待されています。医療機関で出された処方せんをもとに薬局で受け取る薬は、患者自身が医師や薬剤師と相談したうえで、先発医薬品かジェネリック医薬品かを選択することができます。ジェネリック医薬品を正しく理解して、上手に活用しましょう。

「ジェネリック医薬品利用差額通知」をお送りします

町の国民健康保険は、急速に進む高齢化や医療技術の高度化等に伴う医療費の伸びなどによって、近年赤字の状況が続いています。このような状況を改善するために、町では「健康づくりのまち」を宣言し、皆さんの健康づくりや医療費の適正化を進めています。生活習慣病にかかる薬を服用している方の中에서도ジェネ

ジネリック医薬品とは、新薬の特許期間等が過ぎた後に他のメーカーから製造販売される同じ有効成分・同じ効き目の医薬品です。開発コストが少ないため、先発医薬品より安価な場合が多く、保険医療費の抑制効果も期待されています。医療機関で出された処方せんをもとに薬局で受け取る薬は、患者自身が医師や薬剤師と相談したうえで、先発医薬品かジェネリック医薬品かを選択することができます。ジェネリック医薬品を正しく理解して、上手に活用しましょう。

お薬手帳の記録は、薬による好ましくない作用を避けるために必要不可欠です。医療機関を受診する際は必ず提示しましょう。どういったジェネリック医薬品が自分に合っているか、医師や薬剤師に相談しましょう。

年金あれこれ

年金の裁定請求について

裁判請求とは、公的年金の老齢基礎年金および老齢厚生年金等を受給するための請求のことです。年金を請求される方の利便性の向上と裁判請求漏れを防ぐために、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方を対象に、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や(送付時期と送付物)

・受給資格はあるが、厚生年金加入期間が12カ月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁判請求の案内が送付されます。

○65歳到達月のおよそ3カ月前受給資格はあるが、国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12カ月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁判請求書と裁判請求の案内についてのリーフレットが送付されます。65歳の誕生日以前日以降に手続きをしていただくなになります。その際、65歳の誕生日以前日以降に取得した戸籍等を添付してください。

※日本年金機構より送られた裁判請求書(印字されたもの)を紛失された場合は、請求書にすべて書いていただくなになりますので、請求するまでは大切に保管してください。

相談ください。

問い合わせ／熊谷保健所(☎ 523-2811)へ。

問い合わせ／熊谷年金事務所(☎ 522-5012)、保険年金課(☎ 581-2121内線112)へ。